

点検整備済みステッカー貼付の際に示す 次回の定期点検整備時期の考え方について

鳥取県自動車整備振興会

今般、ユーザーの利便性の向上および車検時期が繁忙期(主に2~3月)となる自動車の入庫台数の分散を目的として、令和7年4月より「継続検査の受検可能期間の拡大」(車両法施行規則第44条関係)が施行されます。

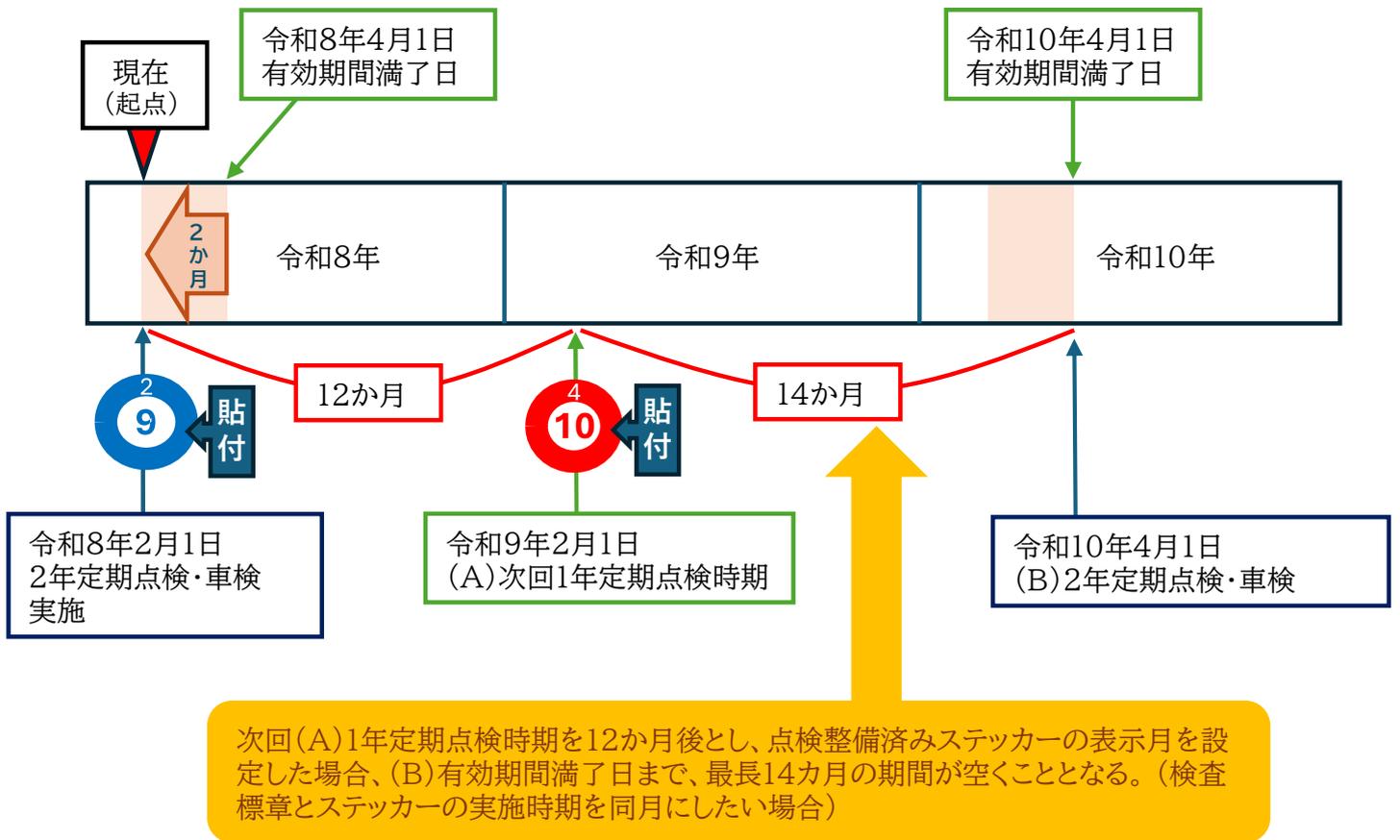
上記改正は、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が全国一律に「2か月前」に拡大されます。

このため、例えば自家用乗用車の場合は車検から次の車検有効期間満了日までの間隔が最大26か月となり、この場合において、車検後の次回1年定期点検の時期を自動車検査証の有効期間満了月に合わせた場合、間隔が14か月となるなど、最大2か月のずれが生じることとなります(これまでは最大1か月)。

現状、整備事業者においては、ユーザーの利便性を鑑みて次回の定期点検時期を車検の有効期間満了月と同月(自家用乗用車の場合)に設定する等合理的に運用しているものと存じますが、上記改正により、ステッカー貼付の際に示す次回の定期点検時期について、整備事業者より問い合わせが増加することが予想されますので、想定される運用例として下記の通り示します。

なお、自家用乗用車等の例示はあくまでステッカーにおける次回定期点検時期の目安として示すものであり、適切な定期点検時期について法令の解釈が変わるものではございませんので、これまでと同様にユーザーへ誤解等与えないようご指導ください。

例1: 自動車検査証の有効期間満了日より2か月早く2年定期点検及び検査を実施した場合
(自家用乗用車の場合)

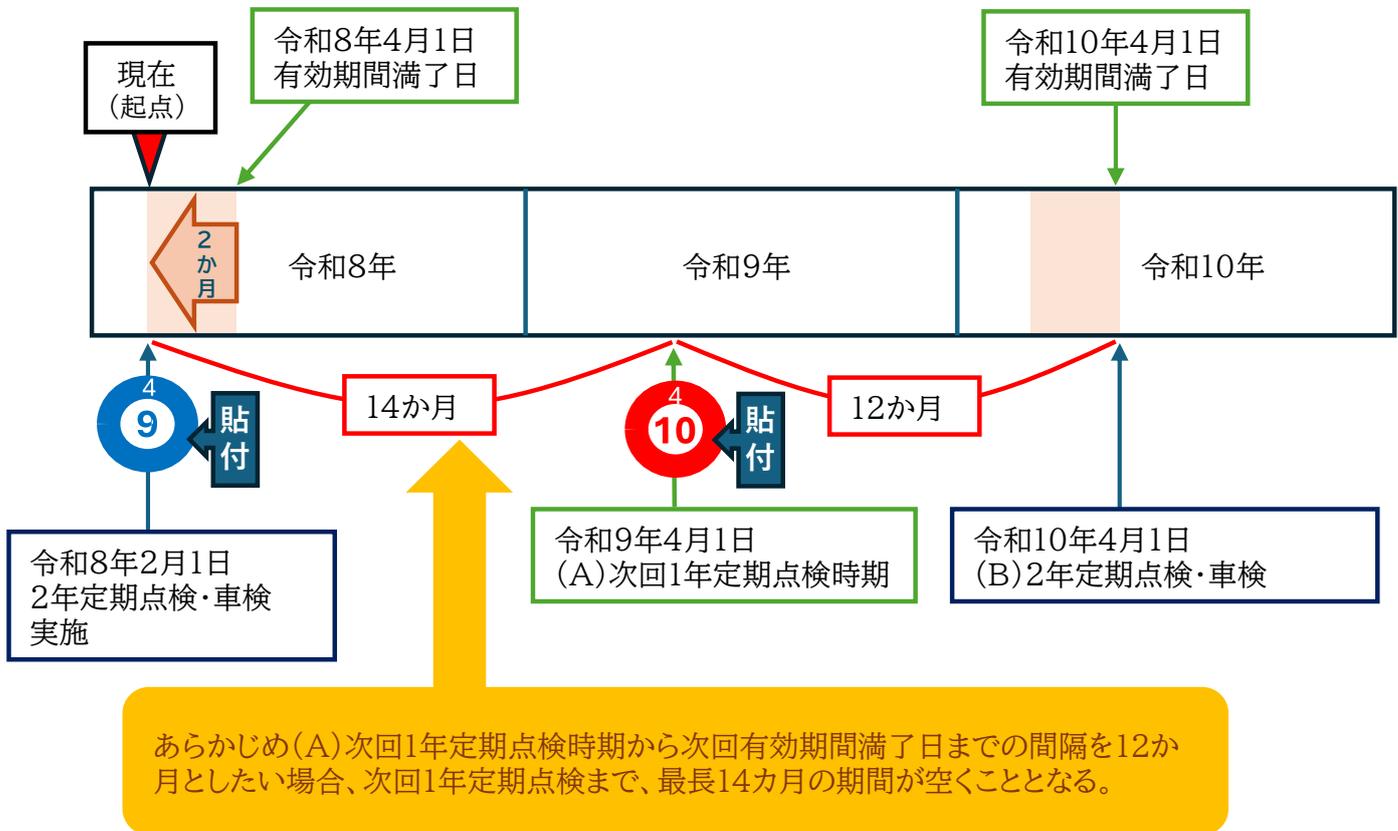


起点の日から(A)次回1年定期点検時期を12か月後に設定し、それに応じたステッカーを貼付することは規定通りとなる。

ただし、検査標章とステッカーの表示時期を同年同月にしたい場合、(A)次回1年定期点検時期から、(B)2年定期点検・車検までは、最大14か月の期間が空くこととなる。

については、ユーザーには上記内容について説明し、理解を得た上でステッカーを貼付するとともに、次回の2年定期点検・車検については前回と同じく可能な限り車検時期を前倒しをして入庫をいただくよう助言することを推奨する。

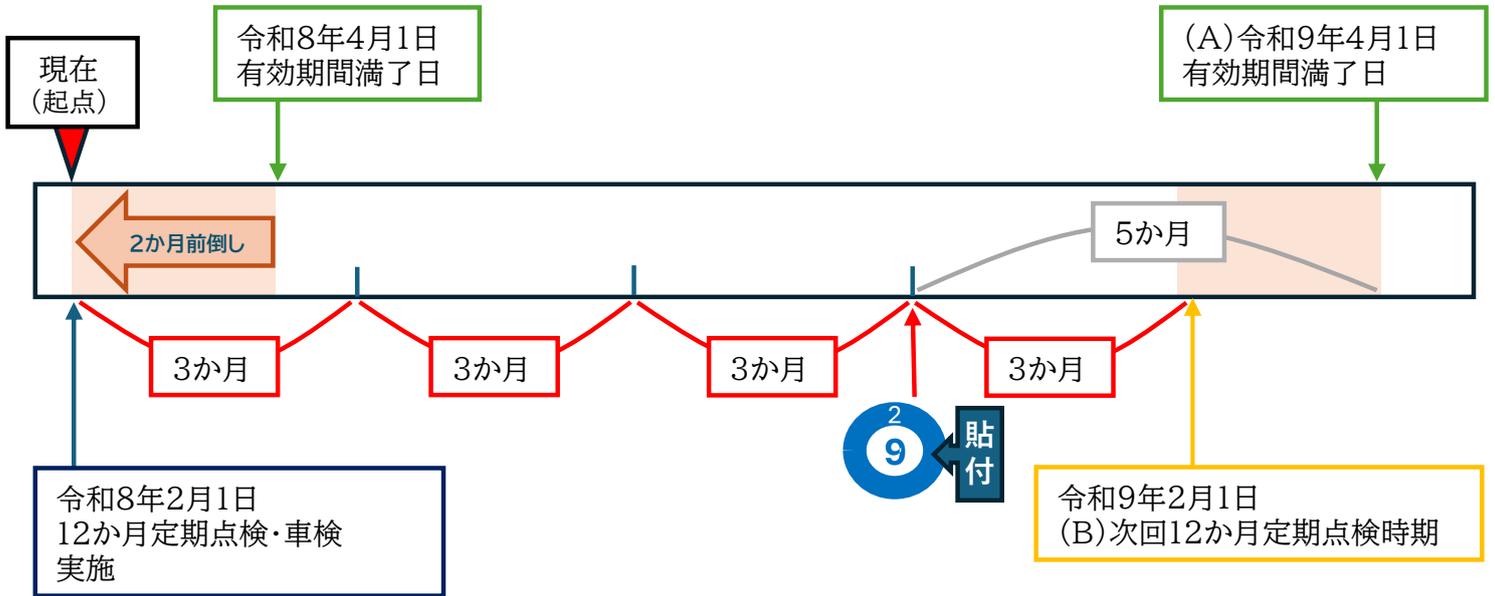
例2：自動車検査証の有効期間満了日より2か月早く2年定期点検及び検査を実施した場合
(自家用乗用車の場合)



(A)次回1年定期点検時期から(B)2年定期点検・車検までの期間を12か月としたい場合、起点の日から(A)次回1年定期点検時期まで、最長14カ月の期間が空くこととなる。

については、ユーザーには上記内容について説明し、理解を得た上でステッカーを貼付するとともに、(A)次回1年定期点検については過度に間隔が開かないよう、ステッカーの示す時期を超えない範囲に入庫をいただくよう助言する。

例3：自動車検査証の有効期間満了日より2か月早く1年定期点検及び検査を実施した場合
(事業用自動車等の場合)



事業用自動車等の場合において、2か月前倒しした起点の日に車検(12か月定期点検含む)を実施し、その後3か月定期点検を規定の間隔にて実施した場合、次回12か月定期点検を有効期間満了日となる(A)の時期とすると、最長で5か月の間隔が空くこととなる。

事業用自動車等については、重量物を運搬したり、不特定多数の乗客を輸送する車両であること等から、計画的な点検整備の実施が不可欠であり、(B)の時期に12か月定期点検を実施することが望ましいことから、それに合わせたステッカーを貼付する。

ただし、何らかの事由により定期点検時期がずれる場合は、過度に間隔が開かないように注意する旨ユーザーに助言する。(12か月定期点検と車検入庫を分ける等)